

令和8年高島市農業委員会第5回総会議事録

1 開催日時 令和8年5月8日（金）

13時30分から14時40分まで

2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室11・12

3 出席委員（15人）

会長 6番 中田正敏

副会長 10番 地村満信

1番 田中孝敏

2番 青谷喜代一

7番 前川幸雄

8番 古谷久栄

9番 上原満枝

11番 中川幸雄

12番 中江武良

13番 岸田忠則

14番 山田善嗣

15番 浅井嘉己

16番 古田卓見

18番 足立 功（議事録署名委員）

19番 石津紘子（議事録署名委員）

4 欠席委員（4人） 3番 橋本久義

4番 高木敏一

5番 采野 哲

17番 清水 巧

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 な し

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員会憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第 1 令和8年度高島市農業再生協議会総会について

第 3 報告第8号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について

- 第 4 報告第 9 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 5 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について
- 第 9 議案第 23 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 情報提供

- (1) 農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定について

6. 連絡事項

- (1) 令和 8 年第 6 回総会について

- ・ 日 時 令和 8 年 6 月 10 日（水）13 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所 新館 3 階 会議室 10・11

7. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	主任	上原 翔
	主任	柴田 千成
	主事	國友 惇巨

8. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	保木 等
	局次長	安原 忍
	専門員	川崎 弘
	主任	飯田 浩一

9. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。本日は、ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。 それでは、令和 8 年第 5 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、15 人の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しますことをご報告いたします。欠席の委員は、3 番橋本委員、4 番高木委員、5 番采野委員、17 番清水委員の 4 人です。 本日の案件は、報告事項が 1 件、報告案件が 9 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件が 2 件、第 4 条案件が 1 件、第 5 条案件が 1 件、市長部局からの案件として、農用地利用集積等促進計画の案件が 231 件、農業経営改善計画の認定案件が 2 件、以上 247 件につきまして、ご審議いただくことになっております。また、本日は、総会終了後に農業施策に関する分科会および非農地判断検討委員会の開催を予定しておりますので、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。
-----	---

	次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、ご審議いただきます議事日程第8 議案第22号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」の案件の中で、一部案件について、●番●委員と●番●委員に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくことになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日、お手元には、「総会 議案書」と「報告・議事案件資料集」の2点を事前に配布、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」および「参考資料」の資料1につきましては、個人情報保護の観点から、会議終了後に回収させていただきます。 また、各農業委員の皆様には、本日もタブレット端末をご持参いただいていると存じます。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご活用ください。併せて、総会終了後は、個人情報保護の観点から、案件のデータを削除いただきますよう重ねてお願いいたします。 続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後に続いて、ご唱和をお願いいたします。 （唱 和）
副会長	ありがとうございました。
事務局	地村副会長、ありがとうございました。それでは、次に、中田会長よりご挨拶をいただきます。
会長	皆さん、こんにちは。農繁期に何かとお忙しい中、本総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から農業委員活動に精力的に取り組んでいただいていることに、併せて感謝を申し上げます。 私たちの任期も、今日を入れてあと3回の総会を残すのみで、90日を割った状況です。これから私たちがどのような活動をしていくのかは、次のバトンタッチを受けていただく次期農業委員の皆さんにとっても、前任者はこんなものかということではなくて、前任者がここまで取り組んだので、私たちも頑張らなければという姿を見せられることが望ましいと期待しています。しかしながら、なかなか現実的には思ったように活動を進められないこともあると考えております。

もうラストスパート息つかずということで、100m競争では残り1.5秒～2秒の期間しかありませんが、今一度、自分たちが活動してきた方向性や、やりたいことについて、残りの期間での取り組みをお願いしたい。

今、日本の経済は、先日6万3千円の日経平均株価になりました。確か、バブルの時でも、4万5～6千円位でバブルとの認識でしたが、6万3千円というのは、バブル以上に、もしはじけたら今後どうなっていくのか、と考えております。また、一部のマスコミの中では、もしアメリカの需要が悪くなれば、リーマン・ショック以上の世界的な経済恐慌に繋がるのではないかとということも言われています。

そうした中で、私たちの農業の生産高につきましては、去年は米価が2万8,000円を上回ったこともあって、農業者の皆様方も一息ついていただいたのかなと思いますが、今年はそこからなぜ下がるのか、1万円の単位で下がるのか、不安な経営状況にもあるのではないかと、思っています。

また、地域計画が作成されてから1年あまり経過している状況ですが、このことが、今後の農村社会にどのように影響してくるのか、私たち農業委員会としては、一定の代表する機関として周知をしていかなければならない。私達の本来業務である、「農地を守る、しっかりと次の世代に繋いでいく。」ということに関しての大きな負担であり、夢であると思うところです。

このような中で先日、農業再生協議会がありまして、総会が終わってから、管理転作の有り様についてご意見を申し上げました。管理転作というのは、いつでも農地に規制ができる状況で農地を保全していくということで、数年前からこれに対する国の補助制度はなくなっているところですが、実際、農地パトロール等していただいておりますと、ススキが生えて4～6年経っている、中には木が生えている。しかし、それを農地パトロールで遊休農地というような形、または、フィード程度であげていきますと、管理転作という一連の行為がなされておりますと、その時点でこれは終わりということになってしまいます。

このところをしっかりとやっぱり見つめ直していただいて、再生協、農業政策課、農業委員会、この三者が一体となって取り組んでいかなければ、本当に耕作ができる高島の農地がどれ位あるのか、ということが明瞭になってこないと考えられます。

特に、農業共済の水稲細目書につきましては、今までは法律で必須でしたが、制度が変わっています。ある一定の部分は免除される方法があります。元々、2反(20a)未満が原則免除となっていました。それだけではなく、所得補償制度に入っていきますと、それが義務化されていない部分も出てきているという現実もございます。そうしますと、やはりしっかりと本当

	に有効に使える農産物が生産できる農地を掌握していかなければならないのは、農業委員会の大きな役割であると思っていますところですよ。 後ほど分科会等で話し合いをしていただきますが、できれば具体的にどう対処するのか、しなければならないのか。課題はどこにあって、解決方法をこういう方法ではどうか、という提案ができる。こういった内容で取りまとめをいただいて、次期の農業委員に繋いでいただきたいと私自身考えていますが、それぞれ皆様方のご意見があらうと思います。その辺につきましては、議論を尽くしていただいて、次期農業委員の方に繋げるべきものを繋いでいきたい、このように考えておりますので、ご支援とご協力をお願いしたい。 話は変わりますが、世界情勢は、イランとアメリカが戦争状態に近いということで、これをずっと見ていますと、中国と台湾の問題、それから、ロシアとウクライナの問題、どう考えても中国 VS 台湾であれば台湾、ロシア VS ウクライナであればウクライナ、それから、アメリカ VS イランであればイラン、後者の方が国としては弱いと思いますが、最近見ていますと、ロシアは経済的にも、それから施設の的にもウクライナに相当押し込まれている状況にある。こういうことを考えていきますと、一つの国を無くして征服するというのが、今の世界では通用しない状況になっている。 このことをしっかりと踏まえていかないと、私達も農業に関わる生産に必要な肥料・農薬、その他石油でできているものが非常に多くありました。この辺のところは、上記の世界情勢の三つともそういう関係がありますので、そういうところを押さえながら、やはり世の中を見ていく必要があるのではないかと、昨今感じているところです。 今日は後から二つ、また、分科会等々もございますので、できるだけスピードのある議案の審議と適切なご判断をお願いしたいと考えていますので、会議の進行に特段ご協力をいただきますこと、心からお願いを申し上げまして、大変言葉足らずで、まとまりのない話で恐縮ですが、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございました。ご挨拶の後の総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、会長をお願いいたします。
会長	それでは、本日の議事日程に従いまして、会議を進めます。 議事日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、18番足立功委員と19番石津紘子委員にお願い致します。

会長	次に、議事日程第2「報告事項」を議題とします。報告事項 第1「令和8年度高島市農業再生協議会総会について」は私が参加しましたので、こちらから報告します。令和8年度高島市農業再生協議会総会が、去る4月16日に開催されました。議案につきましては、全部で6つであります。 第1号議案は、農業再生協議会役員の選任についてです。再生協議会では、副市長が会長を務める規定になっていますが、これまで副市長がご不在の中、小島政策監が会長職を代理されていまして。今年4月に副市長にご就任されましたので、小島副市長が再生協議会の会長に就任することの選任をさせていただきます。 第2号議案は、令和8年度高島市農業協議会経営所得安定対策推進事業会計事業計画および収支予算について、全員賛成で可決されました。 第3号議案は、令和8年度高島市農業再生協議会高島野菜生産振興事業基金特別会計事業計画および収支予算について、全員賛成で可決されました。ただし、この事業はあと2年間残任を残すということで、新たな取り組みは一時ないということです。 第4号議案は、令和8年度高島市農業再生協議会畑作物産地形成促進事業特別会計事業計画および収支予算について、全員賛成で可決されました。 第5号議案は、令和8年度高島市農業再生協議会米市場開拓等促進事業特別会計事業計画および収支予算について、今年は麦大豆等について午前アップという取り組みによる事業があるということです。これも、基本的には国の事業ですので、事務費的な扱いというところです。 第6号議案は、令和8年度高島市農業再生協議会麦類生産技術向上事業特別会計事業計画および収支予算について、原案どおり可決されました。 再生協議会の事業計画全般について、具体的なところは経営安定対策に関すること、それから普及活動、農業者の水田情報の収集・整理ということで、これは各農業組合または改良組合の方をお願いをしているところであって、その時期等についての案となります。 それから、3次交付金の要件設定ということで、農業関係機関と連携して地域の農作物振興を踏まえ、産地交付金の要件設定確認および交付金計算事務ということですが、これも例年と変わらない状況です。 また、令和9年産米の生産目標ですが、農業再生協議会が策定した生産調整方針に基づいて、生産目標の検討と決定をするということで、本年10月から12月にかけて、基本的には12月の臨時総会において決定するということです。 そして、水田フル活用に関しては、水田を有効利用して新規需要米の生産と利用の拡大というところです。特に、水田をどのようにフル活用するのか
----	--

	ということが、農業所得の向上に繋がるという一面もありますし、それからこのことによりまして、有機農地の解消ということにも繋がっていくと考えていますので、この点につきましては一定注意をしていかなければならない。以上のとおり報告します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、議事日程第2「報告事項」を終わります。
会長	次に、議事日程第3 報告第8号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。 報告第8号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について 田畑転換等農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第3号の規定に基づき、これを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。 令和8年5月8日 高島市農業委員会会長 番号1、土地の表示、地番：1593番、地目：田、面積：312平方メートル、目的：田に盛土をして、畑地として利用。申請位置図等は、議事案件資料集の1～2ページをご参照ください。 田畑転換等農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用するなど、耕作を目的に、農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。本件の土地は湿田であり、機械作業がやりにくいことから、畑地として利用するために盛土を行う、田畑転換の形状変更届出が提出されたものです。 「高島市田畑転換等農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類も揃っていることから、「高島市農業委員会会長専決規程」第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和8年4月10日に形状変更に同意しましたのでご報告します。説明は以上です。
会長	それでは、このことについて、ご意見やご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思いますと思いますが、何かございませんか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見・ご質問もないようですので、以上で日程第3の案件を終わります。

会長	次に、議事日程第4 報告第9号「農地の転用事実に関する照会について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第9号 農地の転用事実に関する照会について 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答しましたので、同条2項の規定に基づき報告します。令和8年5月8日 高島市農業委員会会長 番号1、土地の表示、地番：122番1、地目：田、面積：34平方メートル、現況：非農地。番号2、地番：2457番、地目：田、面積：29平方メートル、現況：非農地。番号3、地番：1898番2、地目：畑、面積76平方メートル、他1筆、計2筆、158平方メートル、現況：非農地。番号4、地番：2287番、地目：畑、面積：1679平方メートル、現況：非農地。番号5、地番：31番7、地目：田、面積：46平方メートル、他1筆、計2筆、91平方メートル、現況：非農地。番号6、地番：926番1、地目：田、面積：469平方メートル、現況：非農地。番号7、地番：2899番1、地目：田、面積：887平方メートル、他1筆計2筆、2054平方メートル、現況：非農地。番号8、地番：577番地目：畑、面積：198平方メートル、現況：非農地。計8件4712平方メートル。 本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号8について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況を確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により回答しましたので報告します。なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。説明は以上です。
会長	それでは、このことについて、ご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見・ご質問もないようですので、以上で日程第4の案件を終わります。
会長	次に、議事日程第5 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。

事務局	議案書 5 ページをお開きください。 高島市農委議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 上記の議案を提出する。令和 8 年 5 月 8 日 高島市農業委員会会長 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請 について審議を求める。 6 ページをご覧ください。 1. 所有権の移転、番号 1、土地の表示、地番：85 番 1、地目：畑、面積：69 平方メートル。地番：161 番 3、地目：畑、面積：119 平方メートル、計 2 筆、188 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 3～5 ページをご参照ください。 遠隔地に居住しており、耕作することが難しく、農地を売却したいと考えていた譲渡人と、居住地に近く、今後、宿泊業において提供する作物の栽培に便利がよいと考えるマキノ在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。2 筆の畑は、現在耕作されておらず荒れていますが、譲受人は、今後ハーブの栽培を考えており、12 月を目途に農地に復元する計画書が提出されています。 また、新規での営農計画書も提出され、農家民宿を販売先として確保しており、マキノピックランドにて 3 年間の果樹栽培経験もあることから、申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
青谷委員	2 番、青谷です。事務局の説明のとおり、譲受人は地元で古民家を経営されており、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
事務局	次に、番号 2 です。土地の表示、地番：821 番、地目：田、面積：1673 平方メートル。地番：822 番、地目：田、面積：3306 平方メートル。地番：1060 番 1、地目：田、面積：226 平方メートル。地番：1060 番 2、地目：田、面積：1409 平方メートル。地番：1060 番 3、地目：田、面積：694 平方メートル。地番：1085 番 1、地目：田、面積：821 平方メートル。計 6 筆、8129 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 6 ページ～10 ページをご参照ください。 申請地は、遠方に居住しているため維持管理ができず、売却を行うことを決めた譲渡人と、経営面積を増やして作業効率を上げたいと考えているマキノ在住の譲受人との間で、農業の規模拡大を図るため、売買により所有権を移転するものです。

青谷委員	譲受人は、周辺農地において耕作経験もあり、トラクター、田植機、コンバイン等の大型農機具を所有しており、申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。 2番、青谷です。事務局の説明のとおり、譲受人は地元で長年農業を経営されている方で、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1. 所有権の移転、番号1と番号2の案件を審議します。それでは、本件について、ご意見やご質問はございませんか。
会長	それでは、私からの意見ですが、今説明のあった2件について、地域計画との関連の話を前回総会でも申し上げましたが、まったく説明がなされていない。特に、2番の案件について、地域計画との整合はどのように確認されているのか、お答えいただきたい。事務局。
事務局	現在、番号2の案件につきましては、営農組合および他の方の地域計画となっております。この3条許可申請書を交付するにあたって、地域計画の変更を今後求めたいと考えています。以上です。
会長	先ほども申し上げたとおり、すでに地域計画が作成されていることから、その中に記載があるのか、ないのか。そのことをしっかり確認して審議をしていただきたい。そのことが、何のために作った地域計画なのか、地域計画を農業委員会がどう支援してきたのかに繋がっていく。3条申請の許可が出る、出ない、ということではなくて、これは地域計画に指定された人が、買う側に入るというわけではありませんが、農業委員会がしっかりと掌握してどのように指導するのか、ということを付け加えて意見を述べてもらわないと、これから取り組んでいく地域計画の改善に繋がらない。これが、農業委員会としての大きな柱となる事業ですので、ブラッシュアップをしていかなければならない中で、そのことが抜けているのは非常に残念であると考えますので、この点については、しっかりと意識しておいていただきたい。
会長	それでは、他にご意見、ご質問もないようですので、これより採決を行います。まず、番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方

会長	は「挙手」をお願いします。 (挙手全員)
会長	はい。ありがとうございます。挙手全員です。 次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	(挙手全員) はい。ありがとうございます。挙手全員です。
会長	よって、議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請について」の番号１と番号２の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、議事日程第６ 議案第２０号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	７ページをお開きください。 高島市農委議案第２０号 農地法第４条の規定による許可申請について 上記の議案を提出する。令和８年５月８日 高島市農業委員会会長 農地法第４条の規定による許可申請について 農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 ８ページにまいります。番号１、土地の表示、地番：７７３番７、地目：田、面積：３９６平方メートル、転用目的：農業用倉庫。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１１ページから１３ページをご参照ください。 本件は、自身の経営する農業の規模拡大を目的として、農業用倉庫を建築するために、田１筆を農地転用するものです。農地区分および申請地は、上永田地先にあり、周辺には１０ｈａ以上の広がりのある農地があることから、第１種農地と判断しました。立地基準上は原則、許可できませんが、農業用施設として例外的に許可が可能であるため、やむを得ないと考えます。 周辺の被害防除について、雨水排水は南側の自己所有農地を通して、水路へ排水します。また、敷地東側にＬ型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、隣地所有者ならびに土地改良区からも同意が得られています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和８年６月１日から令和８年１０月３０日までの予定です。説明は以上です。

山田委員	14番、山田です。申請内容は、事務局からの説明のとおりです。現在の農業用倉庫は手狭になってきたということで、今回新たに農業用倉庫を建築するということです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を審議します。 それでは、本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、採決を行います。 番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員)
会長	はい。ありがとうございます。挙手全員です。 よって、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、議事日程第7 議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	9ページをお開きください。 高島市農委議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記の議案を提出する。令和8年5月8日 高島市農業委員会会長 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 10ページにまいります。1. 所有権の移転、番号1、土地の表示、地番：12番3、地目：田、面積：276平方メートル、転用目的：一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の13ページから15ページをご参照ください。 本件は、譲受人が一般住宅を建築するため、田1筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分ですが、申請地は都市計画の用途地域第1種低層住専地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。また、周辺の被害防除について、雨水排水は、申請地の南側の既設道路側溝に放流します。また、東西の隣地境界には、コンクリートブロックが既に置かれています。万一被害が生じた場

	合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣地所有者からも承諾が得られています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和8年6月1日から令和8年12月31日までの予定です。説明は以上です。
山田委員	14番、山田です。事務局の説明のとおりです。現地の確認をさせていただきました。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議します。 それでは、本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、採決を行います。 申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 (挙手全員)
会長	はい。ありがとうございます。挙手全員です。 よって、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	ここで、次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室します。その間、暫時休憩とします。開会予定時刻は、この部屋の時計で14時20分とします。 ＜暫時休憩中＞ 「農業政策課 職員3名」入室
会長	それでは再開します。次に、議事日程第8 議案第22号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を議題といたします。 事務局および農業政策課からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	11ページをお開きください。 高島市農委議案第22号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について 上記の議案を提出する。令和8年5月8日 高島市農業委員会会長 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画（高島市）について意見を求める。

農業政策課	農用地利用集積等促進計画（高島市）の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。 農業政策課の國友です。13ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画（高島市）について、住所や氏名等の詳細を割愛して説明いたします。 1. 促進計画案について、（1）権利設定農用地は226筆、（2）権利設定面積は343,767.25平方メートルです。（3）農地中間管理機構に権利の設定をする者（貸し手）は50名で、（4）権利の設定を受ける者（借り手）は23名です。（5）その他の農用地利用者は、14ページから30ページの表のとおりです。 2. 所有権移転促進計画案について、（1）所有権移転農用地は5筆、（2）所有権移転面積は8,660平方メートルです。（3）農地中間管理機構に所有権の移転をする者（出し手）は1名、（4）農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者（受け手）は1名です。（5）その他、所有権移転促進計画の詳細は31ページの表のとおりです。説明は以上です。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第22号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を審議します。 はじめに、16ページの番号36と番号37の案件について審議を行います。法第31条第1項の規定により、●番●委員の退席を求めます。 （●委員：退席）
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号36と番号37の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」をお願いします。 （挙手全員）
会長	挙手全員です。よって、番号36と番号37の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 （●委員：入場・着席）
会長	続いて、20ページの番号89から番号94までの案件について審議を行います。法第31条第1項の規定により、●番●委員の退席を求めます。 （●委員：退席）
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号89から番号94ま

	での案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 (挙手全員)
会長	挙手全員です。よって、番号８９から番号９４までの案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (●委員：入場・着席)
会長	１４ページに戻って、番号１から番号３５まで、番号３８から２０ページの番号８８まで、番号９５から２９ページの番号２１２までの案件について審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１から番号３５まで、番号３８から番号８８まで、番号９５から番号２１２までの案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 (挙手全員)
会長	挙手全員です。よって、促進計画の案(一括方式)の番号１から番号３５まで、番号３８から番号８８まで、番号９５から番号２１２までの案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	続いて３０ページ、促進計画の案(機構から受け手)の番号１から番号１４までの案件について審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１から番号１４までの案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 (挙手全員)
会長	挙手全員です。よって、番号１から番号１４までの案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	続いて３１ページ、促進計画の案(所有権移転)の番号１から番号５までの案件についての審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。
中川委員	表中の所有権登記の有無の欄で、「青」と記載されているが、その意味がわからない。青地(農業振興地域)の青か、登記の「有」か、確認したい。

農業政策課	申し訳ありません。青ではなく、「有」が正しいです。表記の間違いです。資料を訂正させていただきます。
会長	他にご意見、ご質問がないようですので、これより、番号 1 から番号 5 までの案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 (挙手全員)
会長	挙手全員です。よって、番号 1 から番号 5 までの案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	次に、議事日程 第 9 議案第 2 3 号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	3 2 ページをお開きください。 高島市農委議案第 2 3 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて 上記の議案を提出する。令和 8 年 5 月 8 日 高島市農業委員会会長 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて 農業経営基盤強化促進法第 1 2 条第 1 項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。 農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課の上原です。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明します。今回の申請は、継続案件として安曇川地域の 2 件です。3 3 ページから 3 6 ページをご覧ください。番号 1 の方の農業経営改善計画です。 5 年前の経営面積は 8 6 a (アール) で、これを 1, 0 4 0 a まで拡大する計画を立てられていました。現状は 8 9 4 a となり、今後は、2, 4 3 0 a まで拡大される計画を立てられています。ほ場整備による面積拡大に伴い、スマート農業の導入による効率化を図ること、ハウスの増設による施設野菜の方へ力をいれること、また、水稻の割合を増やしていき、安定した経営をしていかれる予定です。 3 7 ページから 4 0 ページをご覧ください。番号 2 の方の農業経営改善計画です。5 年前の経営面積は 2, 2 3 5 a で、これを 2, 4 3 5 a まで拡大す

	る計画を立てられていました。現状は2,437aとなり、今後も面積の維持をされる計画を立てられています。土壌改良資材の有効活用や高温に強い品種の栽培を行い、収量向上を図られます。また、契約栽培先の検討や苗の栽培を拡大することを行い、所得の向上を図られます。 番号1と番号2の2つの案件につきましては、農業政策課において聞き取りを行って内容を審査するとともに、各関係機関からはすでに同意を得ております。説明は以上です。
会長	以上で説明が終わりました。これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。
会長	この2名の方について、地域計画の中の担い手になっておられるのかどうか、確認したい。
農業政策課	議案書ですと、農業経営改善計画認定申請書のページ上段に「地域計画の目標地図に位置付けられている」と記載させていただいております。 33ページですと、ページ上段の受付印の横に記載しています。
会長	他にご意見、ご質問がないようですので、これより採決を行います。 まず、番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 （挙手全員）
会長	はい。ありがとうございます。挙手全員です。 次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 （挙手全員）
会長	はい。ありがとうございます。挙手全員です。 よって、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議事を終了します。 14時40分 議事終了

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 18番 _____

議事録署名委員 19番 _____